

11/11

令和7年(2025)  
No.2393

| 広 | 報 |

しながわ  
shinagawa『人権尊重都市品川宣言』  
について詳しくは、区ホーム  
ページをご覧ください。Shinagawa City  
品川区

掲載記事は10月29日時点の情報です。

発行／品川区 編集／戦略広報課 ☎140-8715 品川区広町2-1-36 ☎3777-1111(代表) Fax5742-6870(戦略広報課) <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

## 人権尊重都市宣言のまち 品川区

実現しよう平和で心ゆたかな

人間尊重社会

12月4日(木)～10日(水)は人権週間

## 世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日に、第3回国連総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、全ての人と全ての国とが達成すべき共通の基準を宣言したものです。また、昭和25(1950)年の第5回国連総会で、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

日本では「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に行っています。

## 区への取り組み

区では、平成5(1993)年4月に『人権尊重都市品川』を宣言し、今年で32周年を迎えました。これまで、平和で心ゆたかな「人間尊重社会の実現」をめざし、人権尊重思想の普及啓発に取り組んできました。

今年も区立学校の児童・生徒による人権標語やポスターなどを展示する「しながわ人権のひろば」や「人権週間講演と映画のつどい」などを開催します。

この機会にもう一度、人権について考えてみませんか。

## 人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして  
自由であり、平等である  
いかなる国や個人も、いかなる理由であれ  
絶対にこれを侵すことはできない

幾多の試練と犠牲のもとに  
日本国憲法と世界人権宣言は  
この人類普遍の原理をあらわし  
人権の尊重が  
国際社会の責務であることを明らかにした

今日、我が国社会の実情は  
いまだに差別意識と偏見が  
人々の暮らしの中に深く根つき  
部落差別をはじめ  
障害者、女性、先住民族、外国人への差別など  
どれほど多くの人間が苦しんでいることが

人間がつくりあげた差別は  
人間の理性と良心によって  
必ずや解消できることを  
我々は確信する

平和で心ゆたかな  
人間尊重の社会の実現をめざす品川区は  
『人権尊重都市品川』を宣言し  
差別の実態の解消に努め  
人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することを  
ここに誓う

1993(平成5)年4月28日 品川区

## しながわ人権のひろば 2025

会場／荏原文化センター(中延1-9-15)

## 品川区立学校人権標語・ポスター展

## 人権啓発パネル展(犯罪被害者支援の活動紹介など)

日時／12月6日(土)～8日(月)午前9時30分～午後4時45分

※8日(月)は午後3時まで。

場所／レクリエーションホール(1階)

## 女性弁護士による法律相談

日時／12月6日(土)午前9時30分～正午、午後1時30分～4時

場所／第2講習室(2階) 定員／各5人(先着)

申込方法・問い合わせ／12月5日(金)までに、電話でジェンダー平等推進センター(☎5479-4104 Fax5479-4111)へ

## 人権擁護委員による人権身の上相談

日時／12月7日(日)午前10時～正午、午後1時～3時

※相談時間は1人40分まで。

場所／第2講習室(2階) 定員／各2人(先着)

申込方法・問い合わせ／12月5日(金)までに、電話で区民相談室(☎3777-1111(代表) Fax5742-6599)へ

## 人権擁護委員の活動

人権擁護委員は地域の中から人権擁護に理解のある方を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。“「誰か」のことじゃない。”を重点目標に、様々な啓発活動を積極的に展開しています。

## 人権啓発活動

品川区人権擁護委員会では、憲法週間や人権週間における啓発活動に参加するとともに、区内の小・中・義務教育学校に啓発活動への協力を毎年お願いしています。

今年の「人権メッセージ」には、第四日野小学校の6年生が参加しました。「人権の花」運動では、御殿山・第四日野・中延・小山小学校と豊葉の杜学園の皆さんが「マリーゴールド」「サルビア」「日々草」の花を咲かせました。「人権作文」には、浜川・富士見台・荏原第六中学校の皆さんが参加しました。

これらの活動を通して、思いやりの心を育み、人権の大切さについて考えていただいています。

(東京人権擁護委員協議会・品川区人権擁護委員会)

## 人権擁護委員による人権身の上相談

人権問題に関する悩みをお持ちの方はひとりで悩まず、気軽に  
ご相談ください。

相談日／第1・3火曜日午後1時～4時

場所・申込方法／相談日1週間前の午前9時から、電話で  
区民相談室(第三庁舎3階☎3777-1111(代表))へ

## 人権週間街頭キャンペーン

日時／12月3日(水)午前10時50分から 場所／大井町駅前

問い合わせ／区民相談室(☎3777-2000 Fax5742-6599)

# みんなで考えよう 私たちの人権

区ではこれまで『人権尊重都市品川宣言』を様々な施策の中に生かしながら、人権啓発や人権教育を推進してきました。しかし、私たちの身のまわりには、子どもや高齢者への虐待、配偶者などからの暴力、障害のある方や性的マイノリティ、外国人に対する偏見や被差別部落(同和地区)出身の方に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在します。

## インターネットの利用にもルールとマナーがあります

インターネットにより、コミュニケーションの手段が便利になる一方で、インターネットを悪用した事案が増えていきます。特定の個人を対象とした誹謗中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れ、その行為が大きな問題となっています。

インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信することができるため、現実の世界よりも人権を軽視した行為をしやすいといえます。そのうえ、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、一度公開された情報は完全に消すことはできません。

インターネット上の掲示板やSNSなどの利用にあたっては、常に書き込む相手や読み手に配慮することが大切です。ルールとマナーを守って、加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

### インターネットの節度ある利用

- 差別的な発言や誹謗中傷を書き込まない
- なりすまし行為をしない
- 個人情報を書き込まない



## 外国人の人権を尊重しましょう

日本に在留する外国人に対し、言語や宗教、生活習慣などの違いや無理解による差別や偏見がみられます。近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動が「ヘイトスピーチ」とあると取り上げられ、社会的な問題となっています。また、インターネット上に差別を助長するような書き込みがなされることもあります。

このような言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることにつながりかねません。文化などの多様性を認め、生活習慣などの違いを正しく理解し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

## 性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別をなくしましょう

性のあり方(戸籍・法律上の性、ジェンダーアイデンティティ、性的指向・恋愛の指向、性表現など)は多様です。しかし、現状は多様な性への理解が十分に深まっていない状況にあります。性的マイノリティの方に対するいじめや差別、偏見は人権問題です。まずは多様な性があることを知り、人それぞれの性のあり方を尊重することが大切です。そして、もし困っている人がいたら、どうすればよいかを考えてみましょう。

性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする偏見や差別をなくするため、これらの問題についての関心と理解を深めていくことが大切です。

## 「品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例」を施行しました

すべての人が性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず、誰もが自分らしく生きられる「ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会」の実現をめざし、6年4月に条例を施行しました。

本条例では9つの基本理念を掲げ、性別等にかかわらず、一人ひとりが個性を大切に、その人らしさを発揮しながら、互いに尊重し合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現をめざしていきます。



詳しくは  
区ホームページを  
ご覧ください

【問い合わせ】ジェンダー平等推進センター(☎5479-4104 Fax5479-4111)

### 基本理念

- ① 人権侵害の根絶
- ② 多様な生き方の選択
- ③ 平等な参画機会の確保
- ④ 生活と仕事、学び、地域活動の調和
- ⑤ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重
- ⑥ ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を支える教育
- ⑦ 女性のエンパワーメント
- ⑧ 性的指向やジェンダーアイデンティティに起因する日常生活上の困難の解消
- ⑨ 国際社会・国内での取組に対する理解・推進

## 人権に関する法律をご存じですか

### 障害者差別解消法

[平成28(2016)年4月施行]

全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

### ヘイトスピーチ解消法

[平成28(2016)年6月施行]

日本に住む日本以外の出身者や子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することをせん動する不当な差別的言動の解消をめざす法律です。

### 部落差別解消推進法

[平成28(2016)年12月施行]

現在も存在する部落差別について、「部落差別は許されない」という認識のもと、部落差別のない社会をめざす法律です。

### アイヌ施策推進法

[令和元(2019)年5月施行]

先住民族であるアイヌの人々が民族の誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現をめざす法律です。

### LGBT理解増進法

[令和5(2023)年6月施行]

性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性を尊重し、国や地方公共団体、企業、学校など、社会全体でLGBTQへの理解を深め、差別をなくすことをめざす法律です。

## 「東京都パートナーシップ宣誓制度」を活用した行政サービスを提供しています

区では、パートナーシップ関係にある方の生活上の不便を軽減し、性別にかかわらず誰もが暮らしやすい環境につなげていくため、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の受理証明書を活用した行政サービスを提供しています。詳しくは区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】ジェンダー平等推進センター(☎5479-4104 Fax5479-4111)



## LGBT等やその友人、家族向け交流スペース「みんなのひろば」

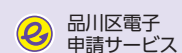
性的指向やジェンダーアイデンティティのあり方など、多様性を認め合い、安心して思いや悩みを共有できる交流の場です。

日時/12月6日(土)午後1時30分～4時30分

内容/映画「息子と呼ぶ日まで」(上映時間25分)、監督によるゲストトーク

対象/10代以上で、性的指向やジェンダーアイデンティティなどで悩んでいる方や家族・友人・職場の方、LGBT等への理解を深め支援したい方(ALLY)など

場所・申込方法・問い合わせ/品川区電子申請サービスか電話、FAXに「みんなのひろば」とし、氏名(ニックネーム可)をジェンダー平等推進センター(東大井5-18-1きゅりあん3階☎5479-4104 Fax5479-4111)へ



品川区電子  
申請サービス

## 夜間人権ホットライン

人権侵害や日常生活の法律問題について、弁護士が電話で相談に応じます。

相談日時/12月8日(月) 午後5時～8時  
※相談時間は1人10分程度。

相談電話/6722-0127

問い合わせ/東京都人権プラザ相談室  
☎6722-0124・0125

問い合わせ/人権・ジェンダー平等推進課(☎3763-5391 Fax3768-5092)